

令和四年三月

令和四年二月文京区議会定例議会議案(四)

文
京
区

目次

議案第六十三号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	1 頁
議案第六十四号	文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例	3 頁

議案第六十三号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年三月二十四日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月文京区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号ア(1)を削り、同号ア(2)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア中(2)を(1)とし、同号ア(3)中「勤務日の日数」を「勤務日数」に改め、同号ア中(3)を(2)とする。

第十四条第二号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第十五条第一項中「前条第二号ア及びイのいずれにも該当する」を「前条第二号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改める。

第十八条を第二十条とし、第十七条の次に次の二条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第十八条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第十九条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

- 一 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- 二 育児休業に関する相談体制の整備
- 三 前二号に掲げる措置のほか、規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(説明)

非常勤職員の育児休業等の取得に係る在職期間の要件を廃止するとともに、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置等に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第六十四号

文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年三月二十四日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

文京区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月文京区条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「本条」を「この条」に、「二十歳」を「十八歳」に改める。

第十四条の三中「第十九条の二」の下に「及び第十九条の四」を加え、同条第一号ウ中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改め、同号エ中「第八十一条の二第九項第二号」を「第八十一条の二第十項第二号」に改め、同条第二号エ中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加える。

第十五条の四第一号中「百分の七・一三」を「百分の七・一六」に改め、同条第二号中「三万八千八百円」を「四万二千百円」に改める。

第十五条の八中「及び第十九条の二」を「、第十九条の二及び第十九条の四」に、「六十三万円」を「六十五万円」に改める。

第十五条の九中「第十九条の二」の下に「及び第十九条の四」を加え、同条第二号イ中「第七十二条の三第一項」の下に「及び第七十二条の三の二第一項」を加える。

第十五条の十二第一号中「百分の二・四一」を「百分の二・二八」に、「百分の六十二」を「百分の六十三」に改め、同条第二号中「百分の三十八」を「百分の三十七」に改める。

第十五条の十六中「及び第十九条の二」を、「第十九条の二及び第十九条の四」に、「十九万円」を「二十万円」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の二・一二」を「百分の二・〇九」に、「百分の五十九」を「百分の六十」に改め、同条第二号中「一万七千円」を「一万六千六百元」に、「百分の四十一」を「百分の四十」に改める。

第十九条中「定める額」の下に「若しくは第十九条の四各号に定める額」を加える。

第十九条の二の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改め、同条中「それぞれ当該各号のア」を「それぞれ当該各号のア」に、「六十三万円」を「六十五万円」に、「十九万円」を「二十万円」に改め、同条第一号ア中「二万七千六百元」を「二万九千四百七十円」に改め、同号ウ中「一万九千九百元」を「一万六千二百十円」に改め、同条第二号ア中「一万九千四百円」を「二万五千十円」に改め、同号ウ中「八千五百円」を「八千三百円」に改め、同条第三号ア中「七千七百六十円」を「八千四百二十円」に改め、同号ウ中「三千四百円」を「三千三百二十円」に改める。

第十九条の三の次に次の一条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第十九条の四 当該年度において、納付義務者の属する世帯に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第十九条の二に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- 一 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

- ア 第十九条の二第一号アに規定する金額を減額した世帯 六千三百十五円
 - イ 第十九条の二第二号アに規定する金額を減額した世帯 一万五百二十五円
 - ウ 第十九条の二第三号アに規定する金額を減額した世帯 一万六千八百四十円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 二万五千五十円
- 二 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額
- ア 第十九条の二第一号イに規定する金額を減額した世帯 千九百八十円
 - イ 第十九条の二第二号イに規定する金額を減額した世帯 三千三百円
 - ウ 第十九条の二第三号イに規定する金額を減額した世帯 五千二百八十円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 六千六百円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の文京区国民健康保険条例第十四条の三、第十五条の四、第十五条の八、第十五条の九、第十五条の十二、第十五条の十六、第十六条の四、第十九条、第十九条の二及び第十九条の四の規定は、令和四年度以後の年度分の保険料について適用し、令和三年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(説明)

保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）等の一部改正に伴い、保険料賦課限度額の改定及び保険料軽減対象の拡大を行うほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

